

都市計画区域外開発行為協議関係添付図書一覧表 (令和4年4月)

開発行為協議申出書

図書の名称	明示すべき事項	縮尺	備考
開発区域位置図		1/50,000 以上	規則第5条
開発区域区域図		1/2,500 以上	規則第5条
現況図	方位、地形、開発区域の境界、開発区域内及びその周辺の公共施設並びに高さが10m以上の健全な樹木又は樹木の集団及び高さが1mを超える切土又は盛土部分の表土の状況	1/2,500 以上	1. 等高線は2mの標高差を示すもの 2. 樹木若しくは樹木の集団又は表土の状況にあっては規模が3,000㎡以上のものについて記載すること
開発区域の土地の公図の写し	開発区域の境界及び土地の地番並びに形状、行為区域の赤枠、隣接地所有者		規則第5条 写した方の記名のこと
申請地の求積図			
実測図に基づく公共施設の新旧対照図	方位、開発区域の境界、既存・新設の公共施設の位置及び対照番号		規則第5条 既存の公共施設がある場合に限る
土地利用計画図	方位、開発区域の境界及び工区界、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状及び用途、公益的施設の位置、樹木又は樹木の集団の位置並びに緩衝帯の位置及び形状	1/1,000 以上	造成計画平面図等と併せて図示可
造成計画平面図	方位、開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分、がけ又は擁壁の位置並びに道路の位置、形状、幅員、及び勾配	1/1,000 以上	土地利用計画図等と併せて図示可 切土又は盛土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講ずるものがあるときはその部分を図示すること
造成計画断面図	切土又は盛土をする前後の地盤面	1/1,000 以上	高低差の著しい箇所について作成すること
道路縦断図	測点、勾配、計画高、単距離、追加距離、縦断曲線及び平面曲線	1/500 以上	
道路横断図	路面及び、路盤の詳細、雨水桝及び取付管の形状、道路側溝の位置、形状及び寸法、埋設管の位置、道路幅員並びに横断勾配	1/50 以上	
排水施設計画平面図	排水区域の区域界及び排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	1/500 以上	
排水施設縦断図	マンホールの種類、位置及び深さ、排水渠勾配、マンホール間の距離、管径、土被り、計画地盤高、地盤高並びに管低高	1/500 以上	
排水施設構造図	構造の詳細	1/50 以上	終末処理施設を設けた場合は、その図書を添付すること
給水施設計画平面図	給水施設の位置、形状、内のり寸法及び取水方法並びに消火栓の位置	1/50 以上	
防火水槽構造図		1/50 以上	
がけの断面図	がけの高さ、勾配及び土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ)、切土又は盛土する前の地盤面及びがけ面の保護の方法	1/50 以上	1. 切土をした土地の部分に生ずる高さが2mを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1mをこえるがけ又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2mをこえるがけについて作成すること 2. 擁壁で覆われるがけ面については、設計条件を示すこと

図書の名称	明示すべき事項	縮尺	備考
擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質、並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上	
防災工事計画平面図	方位、等高線、計画道路線、段切位置、ヘドロの除去位置及び除去深さ、防災施設の位置、形状、寸法及び名称、流土計画、工事中の雨水排水経路並びに防災措置の時期及び期間	1/1,000 以上	原則として 3,000 m ² 以上の造成の場合に添付すること
防災施設構造図		1/100 以上	同上
予定建築物等の平面図及び立面図		1/100 以上	
流量計算書			同上
設計説明書			規則第 4 条第 2 項 様式第 2 号（その 1）
公共施設一覧表			様式第 2 号（その 2-4）
開発行為施行同意書			規則第 5 条 様式第 5 号
開発区域の土地の登記事項証明書			規則第 5 条
申請者の資力及び信用に関する申告書	添付書類 - 法人の登記簿謄本（個人は住民票抄本）、納税証明書（事業税及び都道府県民税）		規則第 5 条 様式第 3 号
設計資格に関する申告書	添付書類 - 資格を証する書類		規則第 5 条 様式第 6 号
工事施工者の能力に関する申告書	添付書類 - 法人の登記簿謄本（個人は住民票抄本）		規則第 5 条 様式第 4 号
委任状			申請の手続きを委任した場合に限る 正本のみに添付 様式第 18 号
その他市長が必要と認める書類	現況写真、土地所有者一覧表（隣地、道路水路等を含む）、誓約書、隣地承諾書、承諾書（申請地の総代、生産組合長）説明会報告書など		規則第 5 条第 2 項

- 備考 1 該当するものがない場合は、添付する必要はありません。
 別途「岡崎市都市計画区域外における開発行為に関する条例第 5 条に基づき定める事項」を参照
 2 設計図書には、作成者が記名すること。
 3 提出部数は正本 1 部、副本 1 部です。

開発行為変更協議申出書（規則第 13 条 様式第 10 号）

- ・ 変更に係る部分に係る図書を添付すること。

開発行為変更届出書（規則第 13 条第 3 項 様式第 11 号）

- ・ 変更に係る部分に係る図書を添付すること。

開発行為着手届（規則第 15 条 様式第 12 号）

- ・ 工事工程表を添付すること。（3,000 m²未満を除く）

工事完了届出書（規則第 17 条 様式第 13 号）

- ア 確定平面図（縮尺 1/1,000 以上のもの）
- イ 公共施設表示図（縮尺 1/500 以上のもの）
- ウ その他市長が必要と認める書類